

「特許法施行規則等の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>特許法施行規則等の一部改正省令案は、手続き明確化や国際出願対応の整備といった利点を有するものの、その細則化・電子化対応等は、中小企業および個人発明者にとって相対的な負担増をもたらす可能性がある。</p> <p>日本特許庁統計によれば、中小企業・個人は国内特許出願の約3割を占めており、この層は知財対応リソースが大企業に比べて限られている。省令案により手続き確認項目が増加し、電子ファイル要件等の高度な対応が必要となることで、中小・個人出願者の負担が相対的に増大するおそれがある。</p> <p>したがって、本省令案においては、**中小企業・個人出願者向けの支援策（例えば詳細な施行ガイドラインや窓口支援、形式要件の簡素化等）を明記すること**を強く求める。また、電子手続要件に関する研修・支援措置の提供についても検討されるべきである。</p>	<p>特許庁に対する手続については、特許庁や INPIT（知財総合支援窓口を含む。）において、多面的に各種支援を実施しております。</p> <p>上記の各種支援に加えて、本省令の改正内容につきましても、特許庁ホームページでの案内や審判便覧の改訂などを通じて、十分な周知・支援に努めてまいります。</p> <p>なお、「省令案概要」の2.（2）につきましては、現行運用の維持を前提に、法令上の規定整備を行うものであって、特許庁への提出方法に変更は生じません。</p>
2	<p>民事訴訟法等の改正に合わせた施行規則等の改正であり同意する。</p>	<p>本省令についての賛同の御意見として承ります。</p>
3	<p>いまだに印紙の利用を行なっているようであるが、終息させていくべきと考える。（偽造等によっての不正の問題があり、また電子納付等の方がよりトレーサビリティ・検証可能性がある。）（国の事務全般について言える事であるが。）</p>	<p>予納制度については、既に特許印紙の利用を廃止しておりますが、現在も、出願等の各手続を行う際に、その手続書面に特許印紙を貼付する納付方法を選択される納付者が一定数存在すること等の理由より、各手続書面の様式における印紙欄は維持しております。</p> <p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>